

令和5年度 奈良の木を使用した建築を支える人材養成事業 木造非住宅建築技術者育成研修運営業務について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年4月27日

奈良県知事 荒井正吾

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 奈良の木を使用した建築を支える人材養成事業 木造非住宅建築技術者育成研修運営業務

(2) 業務の目的

奈良県は、公共建築物の木造率が低調であり、県内公共建築物建設における県産材利用が伸び悩んでいる。

そこで、県産材を使用した木造建築に意欲がある建築関係事業者、木材産業事業者及び行政関係者を対象に、木造非住宅建築に関する知識を習得する講座を開催し、県内公共建築物の県産材利用及び木造建築の設計・提案ができる技術者を育成する。

(3) 業務の内容

①研修計画の検討

- ・木造非住宅建築に関する知識を習得するためのカリキュラムの作成、ファシリテーター及び講師の選定等を行う。

・研修概要

対象 : 「令和4年度 奈良の木でつくる非住宅建築技術者研修 木の建築専門家と行く 奈良の木の産地を巡る基礎講座」、「令和5年度 奈良の木でつくる非住宅建築技術者研修 視察実習講座」(県実施予定)の内、2講座以上を受講(見込み可)した建築関係事業者、木材産業事業者及び行政関係者を対象とする。

日数 : 講座及び課題演習を5日間開催

募集人数 : 20名程度

②講座の運営

- ・開催日時の調整
- ・講座に係るテキスト(資料)の用意
- ・講座当日の運営

③講座の検証

- ・実施効果の分析

④業務実施報告書の作成

- ・上記①～③の実施記録及び結果をまとめた報告

(4) 業務の仕様

別途配布する「令和5年度 奈良の木を使用した建築を支える人材養成事業 木造非住宅建築技術者育成研修運営業務 仕様書」(以下「仕様書」とする。)に示すところによる。

(5) 委託上限額

3,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加禁止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月27日奈良県告示425号)による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q7」(役務の提供/諸サービス)で登録している者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする

る者は、企画提案書等の提出時まで資格者の登録を終えていることを条件とする。
入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせること。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

会計局 総務課 調達契約係（県庁主棟1階）

TEL 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (7) 過去5年間（平成30(2018)年4月1日～令和5(2023)年3月31日）に、
国または地方公共団体（一部事務組合や広域連合を含む。）との間で、木造建築設計
等に関する研修運營業務の履行実績を有すること。

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限において上記2の参加資格に定めた資格が備わっていない、
あるいは、企画提案書等の提出後、契約締結までの期間に参加資格を喪失したとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その
補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽があったとき。
- (5) 企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部署（書類の提出先および問い合わせ先）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

水循環・森林・景観環境部 奈良の木ブランド課 需要基盤強化係（県庁分庁舎5階）

TEL 0742-27-7470（ダイヤルイン）

FAX 0742-27-1070

- (2) 実施説明書及び仕様書の配布

令和5年4月27日（木）から令和5年5月16日（火）午後5時までの間に、上記
（1）の担当部署または「奈良の木ブランド課／奈良県公式ホームページ」から入手
するものとする。

奈良の木ブランド課ホームページURL : <http://www.pref.nara.jp/27820.htm>

ただし、担当部署における配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

- (3) 参加申込書類の提出

上記（2）の実施説明書に示すところによる。

(4) 企画提案書類の提出

上記(2)の実施説明書に示すところによる。

(5) 企画提案にかかる質問

上記(2)の実施説明書に示すところによる。

5 受託者の特定

上記4の(2)の実施説明書に示すところによる。

6 その他

(1) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) その他、詳細は上記4の(2)の実施説明書及び仕様書に示すところによる。